

## 生徒心得

### 総 則

福岡工業高等学校生徒は、常に生徒としての本分を守り、理想を高くかけ、自主能動的な学習態度を持って、旺盛な体力と健全な精神と優秀な技術の養成に努めること。

### 第1章 風 紀

第1条 福岡工業高等学校生徒は常に生徒としての誇りを保ち、法令を守り、学校の体面を汚すような行為をしてはならない。

第2条 集団の規律を尊び、礼儀を重んじて、他人に迷惑をかけてはならない。

第3条 生徒は互いに敬愛協力の念をもって交わり、下級生は上級生を尊敬し、上級生は下級生に愛情を持って指導しなければならない。

第4条 男女共学の精神にかんがみ、お互いに敬愛しその人格を尊重して、責任ある態度をとる。男女の交際は、外から誤解を招かないようにすること。

第5条 法令やマナーに違反する行為、特に次のような行為を行わない。

- (1) 暴言、暴力、脅迫行為
- (2) SNS等に、無断で他人の写真や誹謗中傷、個人情報等を掲載すること。
- (3) 金銭の貸借、物品の販売等
- (4) あらかじめ係職員の許可を受けずに、出版掲示、印刷物の配布、集金、集会、アンケート等を行うこと。
- (5) 校内及び学校周辺での、特定の立候補者、政党を応援するための集会、ビラの配布等の政治的活動
- (6) 不健全な遊技場などへの出入り。
- (7) その他、学校の秩序を乱す行為や、高校生としてふさわしくない行為。

### 第2章 服 装

第6条 福岡工業高等学校の生徒として恥ずかしくなく、質素にして端正でなければならない。

第7条 下記の事項はよく守ること。

#### (1) 制服

学校指定の服装を着用し、所定の校章及び科章を付けること。異形の学生服の着用を禁止する。

○冬季服装、夏季服装の衣替えの期間規定は設けないが、儀式においては学校の指示に従うこと。

#### ○冬季防寒着

(防寒着規定は別に定める。)

○制服の補整が必要な場合は、生徒指導課に相談し許可を受けること。

#### (2) 頭髪規定

- ・前髪は自然な状態で目にかからない。
- ・肩より長い場合はゴムやヘアピンで束ねる。

#### ※禁止項目

- ・パーマ、脱色、染色、ドライヤーによる変色、左右対称、ライン等

#### (3) 靴

靴は、黒の革系ローファーとする。ヒールの高さは30mm以下、タッセル(飾り)のついていないものとする。

#### (4) 通学バッグ

学校指定のものを使用し、華美な装飾品等をつけない。又、荷物が入らない場合はサブバッグの使用を認めるが、白・黒・紺を基調としたものとする。

#### (5) その他

- 指輪・ネックレス・ピアスなどの装飾品を付けない。
- 爪やヒゲを伸ばさない。
- 眉毛、額をそらない。
- マニキュア、口紅(色つきリップ)をつけない。
- 化粧(ファンデーション・アイプチ等)をしない。

#### (6) 身だしなみ指導

身だしなみ検査(頭髪、服装検査)を定期的に行う。度重なる違反者に対しては厳重な処置をする。

### 制服規定

制服は、学校指定のものとする。



#### 上着

- ・ボタンは本校校章入り。
- ・上着丈は軽く手を伸ばして親指のつけね位。
- ・上着の下には指定のカッターシャツを着ること。

#### ズボン

- ・ベルト通しに、指定のベルトを必ずしめる。
- ・学校指定のワンタックとする。
- ・靴下は白・黒・紺のワンポイントまで可

#### 冬季服装Ⅰ型



- ・必ずベスト、ブレザーを着用すること。
- ・靴下は白・黒・紺のワンポイントまで可。または、冬季のみタイツ(黒色)の着用を認める
- ・スラックスも可



#### 冬季服装Ⅱ型



中間服装-I型



夏季服装-I型



夏季服装-II型

### 第3章 礼儀

- 第8条 先生及び外来者に対しては挨拶を励行し、常に端正な態度を心がけること。
- 第9条 生徒間においても自発的に明るい挨拶をすること。
- 第10条 職員室、事務室に入室する際は、氏名・用件を言い許可を得てから入ること。
- 第11条 校舎内においては必ず防寒着（コート等）を脱ぐこと。

### 第4章 義務

- 第12条 生徒は生徒証明書を常に所持し、提出を求められたときは提示すること。
- 第13条 授業料及び諸経費は納期限までに必ず納入すること。万一都合により期限までに納入できないときは、正当な理由書をホームルーム担任を通じ事務室に届け出ること。
- 第14条 住所変更、保護者の変更等あるときは直ちに保護者署名捺印の上ホームルーム担任に届け出ること。
- 第15条 欠席・遅刻等をする場合は、事前にホームルーム担任に届け出ること。ただし病気により1週間以上欠席した場合は医師の診断書を添えること。

### 第5章 授業

- 第16条 授業時間開始後5分以内に担当教員がこられないときは、議長（副議長）は担当教員又は学務部に連絡すること。

### 第6章 集会

- 第17条 集会（全校、各学年会等）の際は、指定された場所・時間を厳守の上、速やかに集合し、指示に従って整列すること。
- 第18条 集会中は静粛にし、集会の進行を妨げるような言動を慎むこと。

### 第7章 保健衛生

- 第19条 校内の美化・施設の安全・整備点検を徹底して行い、公共物を大切に、美しい環境を創造するよう努めること。
- 第20条 自己の健康について正しく認識し、生涯を通して健康な生活が送れるよう自己の管理に努めること。

### 第8章 清掃の仕方

- 第21条 清掃を通して、勤労の尊さ・奉仕の心・公衆道徳を養うこと。
- 第22条 清掃は「各担当掃除区域」をよく理解し、すみずみまで丁寧にきれいにすること。
- 第23条 大掃除は全員で、日常行き届いていない汚れた所を工夫してきれいにすること。
- 第24条 掃除道具は丁寧に扱うこと。
- 第25条 紙屑、ビニール袋、パック類等は必ず所定の場所に捨てる。廊下・校庭・通路等に絶対に捨てないよう心がける。もし落ちていれば、進んでこれを拾って処理すること。
- 第26条 机上に落書きをしない。もし書いてあれば、その日のうちに消すこと。

### 第9章 公共物の取扱い

- 第27条 校舎・校具その他公共物は常にこれを愛護し、時間外の使用は係職員の許可を得て使用し、使用後は所定の場所に返納すること。
- 第28条 校有品・校具等誤って破損あるいは紛失したときは直ちに係職員に届け出てその指示を待つこと。公共物を破損した場合は原則として弁償するものとする。
- 第29条 校有品・校具その他を破損したものが不明の場合は原則として全校生徒の負担とする。
- 第30条 電気・機械・火気その他危険なものの取り扱いについては、係職員の指導の下に行い、危険のないように注意すること。

### 第10章 登校・下校

- 第31条 交通に関する諸規則の厳守はもちろん、交通道徳を励行すること。
- 第32条 8：30までに教室に入り、着席しておくこと。また、帰りのショートホームルームまで勝手に校外に出るはならない。必要あるときはホームルーム担任の許可を受け外出証を携帯する。また、17：00には教室を出ること。ただし、部活動で顧問同席の場合はこの限りでない。完全下校は20：00。
- 第33条 欠課、早退をする場合には予め届け出て許可を受けること。やむを得ない場合は事後速やかに届け出ること。
- 第34条 やむを得ず遅刻をした場合にはその日の放課後に担任、生徒指導課で指導を受けること。
- 第35条 交通事故にあったときは、速やかに、警察・学校・保護者へ連絡すること。

## 第11章 雑 則

第36条 各自の所有物には自分の所属・氏名を明記しておくこと。

第37条 校内において物品をなくしたり、又は拾ったりしたときは直ちに生徒指導課に届け出ること。

第38条 保護者の許可なく友人等の家に外泊しないこと。

第39条 夜間の外出は保護者の了解を得ること。特に22時以降の外出は保護者同伴とすること。

第40条 映画、劇、音楽会その他の鑑賞は各自の自覚に任せるが、不健全なものは避けること。

### バイク及び自動車に関する規定

1 自動二輪車、原付自転車(バイク)の免許取得は、原則として禁止する。

2 自動車・自動二輪車・原付自転車を運転しての通学は厳禁する。

3 普通自動車(準中型自動車含む)の運転免許取得をする場合は、普通自動車運転免許取得許可願を学校へ提出し許可を受けること。

また、自動車学校への入校は11月以降とする。ただし、学年末考査前1週間及び考査中は自動車学校に行くことを禁ずる。また、自動車学校に行くのは放課後とする。

4 3の項の免許証を交付されたら、卒業まで保護者等が責任を持って管理し、運転をしてはいけない。

5 無許可にて免許証を取得した生徒は、特別指導の対象となる。

### 自転車通学規定

1 自転車通学については、自転車通学届、誓約書を出し、所定の検査に合格した自転車のみステッカー交付が受けられる。この際、防犯登録、車体番号等記入し、全ての許可要件を満たす必要がある。

2 雨天時は雨ガッパを必ず着用すること。また、自転車運転中の傘さし、携帯・イヤホン使用など危険な行為は厳禁とする。

3 校門付近及び校内では速度を落として通行し、所定の場所に整列させ駐輪する。

4 自転車は車と同じ車両であることを認識し、自転車に関する交通ルールを厳守すること。

5 自転車を買い替える等した場合には、速やかに所定の手続きを行い、許可を受けること。

6 自転車を運転する際は、ヘルメットの着用を推奨する。

### アルバイト規定

1 アルバイトを希望する場合には、担任の先生に相談し、担任の先生よりアルバイト届をもらい、生徒指導課で許可をもらうこと。

2 アルバイト許可後、速やかに雇用契約書を提出すること。

3 許可届にあるアルバイト規約を遵守すること。高校生が行うことが適当でない業務には従事できない。

4 年度ごとに更新手続きを行うこと。

5 次の場合はアルバイトをすることはできない。

①学業不振者 ②22時までに帰宅できない業務

③賃金の使用目的が健全でないものなお、詳細については、アルバイト届の「福岡工業高等学校生徒のアルバイトに関する規約」を確認すること。

### 携帯電話利用上の注意

本校では、「最新の情報通信機器に精通することは大切であり、そのモラルやマナーを身に付けることが必要である。」という考えから、携帯電話の持ち込みを許可している。次の点を守り使用すること。

1 携帯電話の使用については、教室及び食堂前のベンチ付近(休憩エリア)に限る。

2 授業中・集会等では電源を切る鞆に入れる。(実習・全校集会の場所には持ち込まない)

3 携帯電話を歩きながら、自転車に乗りながら、使用しない。

4 ゲームや音楽プレイヤー(イヤホン使用を含)としての使用はしない。

5 マナー違反があった場合には、一時的に預かり、段階的に厳しく対処する。

### 願・届について

各届、願、許可証は次のとおりになっている。

	届出先	書類の所在
公 欠 願	担 任	
住 所 変 更 届	担 任	事務室
生徒証明書再発行願		事務室
通学定期購入申込用紙		事務室
JR等学生割引証		事務室
外 出 許 可 証	担 任	この手帳内
ア ル バ イ ト 届		生徒指導
拾 得 物 届		
紛 失 物 届		
物 品 破 損 届		
自 転 車 通 学 届		

その他の休学願、復学願、転(退)学願は担任へ